

交際費支出基準

令和3年4月23日制定

1. 目的

この基準は、理事等が当協会事業の円滑な推進に必要な関係者等との交際のために支出する交際費について、その項目、範囲その他必要な事項について定めるものとする。

2. 交際費の範囲

交際費とは、理事等が会務執行のために、当協会を代表して外部との交際上特に必要と認める場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。

3. 支出の相手方

- (1) 支出の相手方は、当協会の事業と直接かつ密接な関係にある者を原則とする。
- (2) 公務員に対する支出は、会長が特に必要と認めるものに限り支出できるものとする。

4. 支出項目、金額等

- (1) 交際費の項目、内容、支出限度額は別表の支出基準表に定めるとおりとし、支出額については、常に必要最小限となるよう努めなければならない。
- (2) 支出限度額については、地域の慣習、会場等特別な理由により、支出基準表に定める金額により難しい場合は、理事会で審議の上、金額を調整できるものとする。

5. 事前協議

交際費の支出については、事前に理事会で審議するものとする。

6. その他

交際費は、その支出内容や金額について常に適正な執行に努めなければならない。

別表

交際費項目		例示	支出限度額	備考
会費	総会等	友好士業団体等の総会、懇親会、式典、賀詞交歓会、幹事会・連絡会議等	10,000円以内 会費が定められている場合はその額	原則出席者は1名
接遇		議員、会務協力者、民間有識者、各種団体等との意見交換、接待、情報収集のための懇親・懇談に要する費用（但し、原則接遇者の人数は、被接遇者の人数以下とする。）	社会通念上妥当と認められる範囲内	原則出席者上限10名、上限5万円
その他	手土産	指導、助言を受ける場合、委員就任依頼、講師依頼等	5,000円以内	
	その他	一般公開講演会等、会長が特に必要と認めるもの	別途協議	